

有機農業を推進しましょう！

《 小田原市有機農業推進計画が策定されました 》

小田原市

有機農業推進に関する基本事項

Q：有機農業を推進するきっかけは？

A：国会において日本の有機農業の確立と発展を目的とする「有機農業の推進に関する法律」（有機農業推進法）が平成18年12月に制定、施行されました。

また、神奈川県においては、「神奈川県有機農業推進計画」が平成21年4月に策定され、平成21年度より平成23年度までの3年間実施されています。

これらに伴い、小田原市では国や県の計画を参考に、有機栽培できる地域や作物における有機農業の実情に合わせ、他の農業方法と連携を図りながら推進計画を策定し実施することになりました。

Q：有機農業って？

A：有機農業推進法では、有機農業を「科学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業」と規定しています。

Q：なぜ有機農業を推進するの？

A：本来農業は、自然界の持つ物質循環の中で営まれ、生産活動に伴う環境負荷を低減させ環境と調和のとれたものとして、持続的に発展させていくものです。

その中で有機農業は、農業の自然循環機能を増進し、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減し、生物多様性の保全に資する農業であることから、推進することになりました。

Q：有機JASとはどこが違うの？

A：JAS法に基づく有機JASとは、次のような点が違います。

| 条件 | 有機農業 | 有機JAS |
|----------|------|---|
| 土づくり | 規定なし | 堆肥等による土づくり |
| 取組期間 | 規定なし | 使用禁止農薬・化学肥料の不使用、遺伝子組み換え技術の不使用を2年以上行った圃場にて栽培 |
| 緩衝地帯 | 規定なし | 周辺から使用禁止農薬・化学肥料が飛来、流入しないように措置 |
| 収穫後の取り扱い | 規定なし | 収穫後の圃場に薬剤汚染や一般農産物が混入しない管理 |

有機農業推進計画の概要

今回策定した推進計画は、平成22年度から平成24年度までの3年間を対象として、農業者が容易に有機農業に取り組むことができ、消費者が容易に有機農産物を購入できるようにしていくために取り組んでいきます。

計画内容

- 1 小田原市の農業環境に即した有機農業の推進
- 2 有機農業の課題を踏まえた推進施策
- 3 環境保全型農業との連携
- 4 推進計画の目標
 - (1) 実態調査に基づく有機農業に関する技術の確立
⇒ 栽培マニュアルの作成
 - (2) 相談・指導体制の整備
⇒ 指導者リストの作成
 - (3) 消費者の理解促進
⇒ PRイベントの実施
 - (4) 農産物の販路の確保
⇒ 流通、販売業者との交流事業の実施

推進体制

小田原市においては、農業者・農業関係団体・JA・流通関係者・消費者などの幅広い関係者と計画を推進することが必要であるため、連携・協力を密にして実施していきます。



有機農業を知り できることから始めよう！

お問い合わせ先

小田原市経済部農政課 農林振興担当
〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪 300
TEL 0465-33-1494・FAX 0465-33-1286